

書評

市川浩史著

『吾妻鏡の思想史——北条時頼を読む』

(吉川弘文館・二〇〇二年)

八木 聖弥

歴史書を思想的に考察しようとする場合、一般的には諸本を整理してより原本に近い本を認定し、作品の作者および典拠を基本に据えながら周辺史料にも配慮してその特殊性を明らかにする。本書はあえてこうした手法をとらず、『吾妻鏡』の文章そのものを対象として、叙述の背後にある政治的、思想的要因を探ろうとしている。さらに執権・北条時頼に焦点を定めて、得宗家がいかに政治上の主導権を手中にしたかを、『吾妻鏡』の編纂・叙述を通して問うものである。以下、本書の構成順に従い、内容を簡略に紹介し、いささかコメントを付しながら、

こうした視点がはたして思想史を論じる方法として有効かどうかを考えてみたい。

I 時頼の周辺

一 時頼と重時と

ここでは時頼の舅である重時が残した家訓を題材とする。重時は長兄・泰時が執権の際は六波羅探題をつとめ、時頼政権においては連署に就いた人物であるが、同時に現存最古の武家家訓を著したことも知られる。重時の家訓には『六波羅殿御家訓』と『極楽寺殿御消息』の二種がある。いずれも「日本思想大系」に収められているので有名である。両者ともに重時が子孫に対して、日常生活の細々とした注意を書き残したものであるが、特に前者については、得宗家に対する功利的政策的な意図を持つとの評価があった(寛泰彦『中世武家家訓の研究』)。

著者は二種の家訓が単に重時自身の子孫を対象としたものではないと主張する。つまり重時は直系の子孫だけではなく、娘

の子(すなわち時頼)をも視野に入れての「家」を想定していたのである。さらに、いわゆる惣領制を基本に置き、惣領を宗教的な權威によって高く格付けし、その家における惣領の位置を絶対的なものにすると同時に、惣領の上に立つ權威(將軍、執権)をも最終的に是認することにつながると説いている。本来、家訓はきわめて私的なものであるはずだが、重時の家訓を捧持する「家」は執権の「家」であるから、その家訓は武家法的秩序における「公」的性格を強く志向すると結論付けている。

著者も指摘するとおり、最初の武家法たる『御成敗式目』は、関東武士のみが適用領域であったので「私」的なものであるが、法規範そのものは「公」的性格を持つ。その意味からすれば、重時の家訓が「公」的性格を強く志向するといえるかもしれない。しかしここでいう「公」とは何かが問題であろう。これは法体系だけではなく、幕府の性格をどのように評価するかと関係がある。著者は重時の想定する「家」に得宗家が含まれていることをもって、上記の結論を導き出したわけであるが、はたして得宗家はどれほど「公」的な性格を有していたのであろうか。また重時の家訓の内容があまりに細々としていることをどう解釈するかも気になるところである。「公」的性格を強く志向するといのであれば、儒教的思想を盛り込むなどして、庶家としてのあり方を説くはずであろう。要するに著者の結論と重時家訓の内容との間に大きな温度差があるのである。また、

重時が家訓を残したという事実自体をどのように考えるべきか。確かに六波羅探題や連署をつとめ、執権・得宗家を補佐する立場にいたが、その彼が家訓を残したのは彼の個人的性格の故なのか、立場上のことなのか。藤原定家とも親交を深め、和歌をよくした彼の人格も興味を覚える。

二 九条道家の政治思想

ついで京都の公家で、関東とも緊密な関係にあった九条道家の政治思想に考察が移る。道家の事績・政治思想について、著者は残存史料(願文・敬白文など)を丁寧に読み解いて分析している。

いうまでもなく道家は親幕派の西園寺公経の娘を妻に迎え幕府との関係を深く持った。三男・頼経が鎌倉の將軍に宣下されたあと、姉・立子の子が即位して仲恭天皇となり、自身も念願の摂政に就任するが、まもなく承久の乱が起り、すべてが無となった。彼の祖父の弟・慈圓は、九条家によって天皇・摂関・將軍の三者を独占できたことを率直に喜んだが、それは束の間の榮華であって、実際は乱後、いかに身を処するかが道家にとって重要事であった。

著者は道家の政治思想の根本が「家」にあると指摘する。そしてその特徴として①摂関政治の再現、②「家」と鎌倉幕府との一体化、③嫡子相続の明確化の三点に収斂されるという。①については、当時の政治状況からすれば、ほとんど実現性のない問題である。②については、道家自身は「藤源和合」と位置

づけていたが、やはり時頼政権においてはまったくその意思がなかった。③については道家が創建した東福寺の管領と関係を持ち、嫡子にその地位を相続させることを明確にしている。東福寺は「家」を宗教的に莊嚴しようとして建立されたものであるが、肝心の宗教自体にさほど理解を示していない側面がある。結局、道家の思想は鎌倉幕府、とりわけ執権にとつては大きな問題ではなく、道家が武家政権を脅かす存在ではなかったということになる。しかし、その道家が死去したとき、『吾妻鏡』は「武家籌策有るべきの期也」と記し、時頼に政治的決意をさせるほどの出来事であつたと評価している。

そもそも政治思想の根本に「家」の觀念があるということは、さわめて内向的な発想であつて、それが対外的にどれほどの意味を持つのか疑問である。ましてや相手が武家政権、つまりは得宗家であるとするなら、一層問題外であるといわなければならない。たとえば將軍位についても、道家側は九条家の出身者を幕府の將軍に就任させたと解釈するが、執権にとつては、何か事が起これば直ちに解任できる立場にあつた。成人すれば別の人物に交代させることなど、こともなげに行えるのである。こうした現実と上記『吾妻鏡』の評価とがどのように関係するのか。また内向的な思想が道家その人に限定されるのか、あるいは公家一般に敷衍できるのか知りたいところであるし、いわゆる公家政権の思想が政治史上どのように位置づけられるのか、まことに興味深い問題が提示されたといえよう。

II 『吾妻鏡』の北条時頼像

一 時頼の卒伝を読む

II 章は本書の中心部分であるが、本論の前に時頼の卒伝（『吾妻鏡』弘長三年＝一二六三＝十一月二十二日条）を紹介している。ここで著者が指摘するのは、第一に『吾妻鏡』が伝える時頼の最期は、禪的な要素と密教的な要素の融合した独自の宗教的莊嚴を装っていたこと、第二に『吾妻鏡』が時頼を称賛しようとするとき、武家の指導者、執権の補佐役という政治家としての側面と、宗教的な要素、資質に恵まれているという側面の二点が必要であつたということである。

第一の点について、従来鎌倉武士の信仰は、禪宗信仰として素朴に評価されていたが、画一的には論じられないとする考え方は、正当性を持つであろう。著者はこれを時頼の信仰の「多様性」という言葉で表現している。ただ、後の時代になるが、たとえば足利尊氏などは禪宗だけではなく、さまざまな信仰を持っていたことがすでに指摘されている（今枝愛真『中世禅宗史の研究』）。むしろ「雑宗的」ともいうべきものであつた。弟の直義は純粹な禪宗の信仰者であつたことを考えると、時頼の信仰が歴代執権の中でどのような位相を示しているのか、まことに興味深い。第二の点についても、後にくわしく論じられるであろうが、宗教的權威を借りることは時頼に限ることなのか、それとも『吾妻鏡』の卒伝に広く見られるところなのか、およ

その見通しを示して欲しいところである。

二 北条時頼の祈禱

ここでは『吾妻鏡』に記述された時頼関係記事を時代順に紹介しながら、その思想的意味を明らかにしている。本節で得られた結論は、第一に北条時頼が時とともに祖父・泰時を継いで權威化されていくこと、第二に時頼の祈禱・祭祀実行命令が政治的な意味を持っていたこと、この二点である。

第一の点について、得宗は惣領制でもあるが、必ずしも長子を相続させるものではないことが明らかになった。泰時が後継者を決める際、早世した時氏の嫡子である経時ではなく弟の時頼が選ばれたこと、その時頼も長時のあと、長子ではない時宗に家督を譲ったことが『吾妻鏡』に描かれている。次期惣領の選任は現惣領の権限であり、選任基準は善政がなしうるかどうかに係っていると『吾妻鏡』は説明する。そして、時頼以後、得宗はその直系たるべしとの方針が示された。第二の点については、後鳥羽院の怨霊事件を契機とする。死後三十年を経てなお院の怨霊は跳梁していたが、時頼の護持僧である隆弁の法験によって調伏された。その後時頼は建長寺を建立し、伊勢神宮に經典および願文を奉納し、さらに国土安穩の祈禱命令を出すに至る。つまり院の怨霊調伏を契機として、得宗が公家・武家両政権を完全に掌握したとみなすのである。

『吾妻鏡』の時頼関係記事の原点は、泰時にある。得宗家の基礎を固め、かの『御成敗式目』を制定し、朝廷に対しても少

なからず強権を発動したのは泰時であった。そして、時頼はその泰時に選任され、ついには関東だけではなく、全国に対して護国經典を読誦させるに至る。本節の論考から時頼政権は泰時の延長線上にあり、幕府政治を理想的な形に完成させたことが再確認できたのは何よりの収穫であった。

三 祈禱・祭祀権

『吾妻鏡』にみられる時頼主宰の祈禱・祭祀関係記事を思想的に考察して、前節をさらに補完する。周知のとおり『御成敗式目』第一・二条には神社を修理し、神事・仏事を専らにすべしとの文言がある。この時期はあくまで「関東御分国々並庄園」に限定されたものであったが、やがては全国に及ぼせる意図を持っていた。祈禱・祭祀権は国家の主権に関わる大事であり、これを有することによって「公權力」を獲得したともみなせる。『吾妻鏡』は得宗の祭祀権獲得への経過を叙述することによって、政権の正当化を図ったという。

祈禱・祭祀権の獲得と直接関係が認められないかもしれないが、『式目』末尾の「起請」において、もし条文に違反すれば「梵天・帝釈・四大天王、惣じて日本国中六十余州の大小神祇、別して伊豆・宮根両所権現、三嶋大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神の部類眷属の神罰・冥罰をおのおの罷り蒙るべきなり」と記しているのは、興味深い。これらの神仏がどのような基準で選ばれたのか、また『式目』末尾に神仏への起請文を付すること自体、祈禱・祭祀権の問題とどのように関係するのか、さ

らなる課題として考えたい。

III 時頼と禅僧

一 蘭溪道隆

III章は時頼と親交を結んだ三人の禅僧を取り上げ、主として禅僧の語録などから彼らが時頼をどのように評価していたかを探る。一人目が宋からの渡来僧・蘭溪道隆である。蘭溪は日本に純粹禅を定着させた人物であり、中国での慣例に従い政治との間に積極的な関連を求め、時頼らに対して宗教的指導を行った。すでに執権職を担っていた時頼から招請を請け、蘭溪は大船の常楽寺に入院する。そこで蘭溪は時頼に対してその「剛大之氣」を高く評価し、戦乱の停止と世界の太平を求めている。これは時頼が三浦氏を滅ぼした宝治合戦を受けての発言であるが、執権時頼に対して禅僧が諫言する構図がはっきりと読み取れる。時頼が執権職を退いた後も、蘭溪の諫言は続く。

その後、建長五年（一二五三）十一月に建長寺が落慶されるに及ぶ。仏殿の梁牌に時頼と蘭溪の連名で銘が付されるが、時頼は天皇の安穩と長寿、千仏・諸天の擁護、諸国の統一を祈り、蘭溪は將軍のわざとして戦乱のない平和な国、五穀豊穰と民生の安定を祈っている。要するに建長寺は天皇と將軍のために祈禱を行う国家的施設であった。ここに時頼の政治思想が濃厚に表れている。本節では蘭溪と時頼との関係に主眼がおかれているため、深く追求されることはないが、『吾妻鏡』の記述には

直接みられない時頼政権の一側面がうかがえる好例であろう。上記の「天皇」とは後嵯峨天皇をさし、「將軍」とは三品宗尊親王をさすが、なぜ天皇と將軍のために祈禱を行うのか、年号を寺号としている点と合わせて、考察すべき問題であろう。

二 元庵普寧

蘭溪の後を受けて建長寺を住持したのが元庵普寧である。元庵もまた宋からの渡来僧であった。時頼は禅修行者として蘭溪に必ずしも満足していなかったようだが、元庵の声望に接し、みずから鎌倉に招いた。元庵も蘭溪同様、時頼に不戦を説いており、建長寺において「国の為、民の為」に祈禱すべきであると述べている。蘭溪は鎌倉の建長寺と京都の東福寺とを並置して国家を守護すると考えたが、それを踏襲するものといえよう。時頼は二十一年間にわたり参禅工夫してきたが、ついに元庵のもとで開悟する。弘長二年（一二六二）のことであった。翌年、時頼は死去し、まもなく元庵は帰国する。元庵は最終的に時頼を政治家としても仏者としても高く評価するが、こうした経緯をみてくると、やはり時頼政権の政治思想は、建長寺の存在と不即不離のものであることが理解されるのである。

三 圓爾辨圓

圓爾辨圓は日本人禅僧として政治権力とも深い関係を持った人物である。京都では九条道家から東福寺開山に招聘され、関東では時頼に禅門大戒を授けるなど、東西にわたり活躍した。東福寺は「顕密性相大小権実等の教を学び、以て国家の安寧を

祈り、復た君臣の寿福を祝せん」という趣旨で道家によって発願された。すなわち禪の枠にとどまらず、国家的レベルでの祭祀が構想されていた。時頼との関係は建長寺創建を通して結ばれる。圓爾は建長寺を単なる禪の大寺院としてだけではなく、蘭溪と時頼とが運営する政治的使命を持つ寺院として認識していた。そして、時頼に対して禪者としても政治家としても高く評価する一方で、時頼の開悟が全国に威風を及ぼせるものであると称賛している。

まことに圓爾の宗教的素養は禪門のみにとどまらず密教にも及び、政治的権門も武家と公家を一体化したものであり、スケールの大きさを感じさせる。圓爾の思想は少なからず時頼に宗教的・政治的影響を与えたと思われる。国家的祭祀権を意識した建長寺の意義が、ここでも再確認されることになる。

結 時頼後の問題

ここではこれまでの論を再説するとともに、今後の問題を提起する。特に時頼政権における祈禱・祭祀権の問題と国家論との関係についての見通しを開陳している。黒田俊雄氏の権門体制論と佐藤進一氏の「中世国家」論を簡略に紹介し、『吾妻鏡』が祈禱・祭祀関係記事を記録することによって幕府政治を正当化したとみなし、その意味で佐藤説を補強するとの立場を明らかにしている。

著者自身が述べているように、本書は『吾妻鏡』という歴史叙述を思想的な観点から考察するものである。『吾妻鏡』以外の史料は、行論の材料として使わない。しかも、時頼政権にほぼ限定するという。思想史の方法としては新しい試みであるが、おのずから限界があるのも事実であろう。たとえば著者もいうように、『吾妻鏡』の祈禱・祭祀関係の記事から幕府・得宗家の祈禱・祭祀観を抽出することは可能であるが、幕府の宗教政策を論じることは不可能である。また圓爾辨圓と時頼との接点について『吾妻鏡』では触れるところがない。Ⅲ章は『吾妻鏡』以外の史料によって構成されている。読者としてはいささかとまどろみであるが、それは著者が一番承知されていることであろう。著者が本書を世に問われた意図は、おそらく一つの史料から何が読み取れるかということではなからうか。本書のサブタイトルに「北条時頼を読む」とあるのが、われわれへのメッセージである。『吾妻鏡』の時頼関係記事から、その編纂理由を浮き彫りにしようとしたことは十分に伝わった。

(同志社大学嘱託講師)